屋外広告物法(以下「法」という。)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等 を,法第8条第1項の規定により保管していますので,法第8条第2項の規定により,京 都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成27年3月25日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			/ロ /炊 ナ. 目目 4人 1 - よ. ロ
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	保管を開始した日
平成27年2月3日	東山区	本町十七丁目	_	_	1	平成27年2月3日
		本町十一丁目	_	_	1	
		本町十丁目	_	_	1	
		今熊野宝蔵町	_	_	1	
	山科区	西野大鳥井町	7	_	_	
	伏見区	桃山町因幡	2	_	1	
		桃山町東町	_	—	1	
		石田大山町	_	_	1	
		日野西風呂町	_	_	1	
		深草東伊達町	2		_	
		深草大亀谷東久宝寺町	5		_	
平成27年2月9日	右京区	嵯峨広沢西裏町	2		_	平成27年2月9日
平成27年2月20日	左京区	岩倉花園町	7	_	_	平成27年2月20日
		岩倉中町	1		_	
		静市市原町	5		_	
	中京区	西ノ京原町	_		1	
	南区	久世築山町	4	_	_	
		久世中久町	1			
	右京区	西院三蔵町		_	1	
	伏見区	羽束師菱川町	2	_	1	
		桃山町西町	_	_	1	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			/日 ダニナ・目 + 4.1 ・キ - ロ
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	保管を開始した日
平成27年2月26日	山科区	御陵池堤町	1	_	_	平成27年2月26日
		音羽前田町			1	
	南区	唐橋芦辺町	_	_	1	
	右京区	梅津徳丸町	2		_	
		梅津北川町	3		_	
	西京区	樫原杉原町	3	_	_	
		大枝西新林町	_	1	2	
	伏見区	小栗栖中山田町	1	_		

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地

3 連絡先

京都市都市計画局屋外広告物適正化推進室

(都市計画局屋外広告物適正化推進室)